

◇大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、過料を科する行為の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和6年12月2日から施行することにしました。

(福祉局生活福祉部保険年金課)